

文化庁長官の裁定による著作物の利用実践報告

－著作権法第67条から第70条の適用による電子化資料の公開－

菅 原 光, 高 橋 菜奈子

抄録：一橋大学附属図書館は所蔵資料を電子化し、インターネットを使って公開する事業に取り組んでいる。著作物が著作権の保護期間内であれば著作権者に対して複製や公衆送信に関する許諾を得る必要があるが、問合せ先の不明や問合せ先からの返答がないために利用が困難な場合もある。こうした課題に対して本学図書館は、文化庁長官の裁定制度を活用して、補償金を供託することで資料を公開し利用に供することになった。本稿はこの申請の準備から公開に至るまでの著作権処理に焦点を当てた報告である。

キーワード：電子化資料, デジタル・アーカイヴ, 著作権処理, 文化庁長官の裁定, 著作権法

1. はじめに

一橋大学附属図書館（以下、本学図書館と言う）は所蔵資料を電子化してインターネット上で公開する、いわゆるデジタル・アーカイヴ事業を継続して行ってきた。この事業の開始当初の主なコンテンツは紀要論文の他、本学教員の手稿類や歴史資料などである。これらに加え近年ではテーマを設定し、近代日本経済史・経営史に関する所蔵資料を対象としてコンテンツの増加を図っている。

図書館の所蔵資料をこのような方法で一般公開する際に注意すべき事柄の一つとして、その資料が著作権（特に複製権、公衆送信権、送信可能化権）の保護期間内か否かということが挙げられる。保護期間が満了していれば電子化して公開する作業へ進むことができるし、保護期間内であれば著作権者に複製や公衆送信に関する許諾を得ることになる¹⁾。場合によっては許諾を得られずに、公開を断念することもあるかもしれない。最終的にどのような選択肢を採るにせよ、所蔵資料を電子化して公開するためには、著作権に関する確認や著作権者への許諾手続きといった著作権処理が必要になってくる。

これまで、大学図書館におけるこうした著作権処理の事例はいくつか報告されている^{2) 3) 4)}。本学図書館はこうした事例を参考に所蔵資料の利用に際して著作権処理を進めてきた。しかし、主に明治期に刊行された図書の電子的公開に取り組んだ際、対象となった著作物が著作権の保護期間内であるかどうか不明、調査をしても著作権者の連絡先が不明、著作権者から許諾依頼に関する返答を得られないといった事態に遭遇して、公開作業へ進むことができなくなってしまった。

こうした著作物を我々はどのようにして利用することができるのだろうか。出版から相当の年月が経った資料であれば公開しても問題ないとするの

か、色々な手段を使って調査をした結果、それでも手掛かりがない場合は仕方ないと断念するのか、または公開にしかるべき時期が来るまで利用を待つことにするのか。

各大学図書館が自館で所蔵資料を電子化し公開するサービスに着手して一定の時間が経った今なお、こうした課題は残っていると思われる。そこで本稿では、解決方法の一方策として、文化庁長官に利用の申請をし、その裁定を受け、著作権者に許諾を得ることが不可能な著作物をインターネット上で公開することになった本学図書館の事例を報告するものである。文化庁長官の裁定（以下、裁定と言う）の概要や本学図書館におけるデジタル・アーカイヴ事業にも触れながら、著作権者の調査、裁定を受けるための申請書の作成及び提出、補償金の供託といった一連の作業を記録することで、大学図書館においてその所蔵資料を電子的に公開しようとする際の著作権処理に関するノウハウの共有を試みたい。

2. 文化庁長官の裁定について

まず、文化庁長官の裁定制度について説明する。現行の著作権法では、第67条から第70条までがこの裁定による著作物利用の規定である。

他人の著作物を利用する際には、著作権者の許諾を得なければならないことがある。その場合、著作権者と何らかの手段で連絡を取ることになる。しかし、許諾を得ようとしても著作権者の氏名や著作権者の連絡先が不明などの理由で許諾を得ることができないことがある。

このような場合に、「権利者の了解を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、著作物等の通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより適法にその著作物等を利用することができる」のがこの制度である⁵⁾。

裁定を申請する要件としては、既に著作物が公表されていること、または相当期間に亘って公衆に提供されていること、そして「相当な努力」を払っても著作権者と連絡することができないことを疎明することが求められる。この「相当な努力」を払うべき著作権者の調査については、平成 21 年の著作権法改正によりその方法が明確化されている。ただ、利用する著作物やその利用方法によって調査方法は異なるため、裁定の諸準備を進める段階で担当窓口である文化庁長官官房著作権課に確認した方がよい。本学図書館は出版物を電子化してインターネット上で公開するといった利用方法を希望しており、著作権者の連絡先調査のためにどのようなツールがあるのか、こういった対象者にコンタクトを取るべきかを先の担当窓口で指示を仰ぎながら申請の準備を進めた。

裁定を受けた後は、「著作物等の通常の使用料額に相当する補償金を供託する」ことになる。補償金の供託は最寄りの法務局施設が窓口となっている。何らかの理由で著作物の利用を急ぐのであれば、文化庁長官へ申請中の段階で利用を開始することも可能となっている。以上が裁定の概要であるが、文化庁長官官房著作権課から「裁定の手引き」が発行されており、準備を進める上で参考となる⁶⁾。

この制度の利用実績を見ると、平成 23 年 4 月現在までに 82 件の申請が裁定を受けている⁷⁾。最も多い利用方法は「出版」であり、戦後 22 件の申請が受理されている。国立国会図書館は平成 12 年度から明治期から昭和初期にかけて出版された資料の電子的公開を進めており、CD-R や DVD を作成するために、またインターネット上で公開するためにこの裁定を利用している。

補償金の額については、「利用する著作物が 1 つの場合は、おおむね数千円から数万円の間であるが、著作物が多数である場合は合わせて数十万円から数百万円になることがある」とのことである⁸⁾。

3. 電子化の対象資料と公開事業について

本章では、裁定を受けて公開することになった西川孝治郎文庫（以下、西川文庫と言う）と名付けられたコレクションを紹介する。著作権処理の対象となる資料の性格を明確にすることによって、必要な手続きが明らかになるものである。併せて、本学図書館が取り組んでいる研究成果や所蔵資料のデジタル・アーカイブ事業についても紹介する。

3.1 西川孝治郎文庫の概要

文庫の寄贈者である西川孝治郎氏は、大正 9 年に

神戸高等商業学校を卒業し、国内商社での勤務を経て、昭和 39 年から日本大学商学部で教鞭を執った研究者である。昭和 57 年、氏より寄贈を受けたのは明治期に日本で刊行された簿記書を網羅的に収集したコレクション、419 冊である⁹⁾。

文庫の中で最も古い資料は明治 6 年まで遡る。この年は日本における近代会計制度の出発点とされており、福澤諭吉訳『帳合之法』、加藤斌訳『商家必用』、大蔵省から『銀行簿記精法』が続いて出版されている。西川文庫には、こうした和式帳合から洋式簿記へ移行する黎明期に刊行された簿記書の他、明治初期の商業教育に使用された教科書類も多数含まれている。明治 5 年の学制頒布後に文部省が刊行した小中学校の記簿法の教科書『馬耳蘇（マルシュ）氏複式記簿法』（明治 8 年）の他、分量を減らして難易度も下げ、より初等教育に見合う形で刊行された小冊簿記書として、城谷謙訳『小学記簿法独学』（明治 11 年）、遠藤宗義編『小学記簿法』（明治 11 年）などがある。

3.2 本学図書館のデジタル・アーカイブについて

本学図書館は平成 12 年度に附属図書館将来計画検討小委員会の答申において所蔵資料の電子化に取り組むべきことが提言されたことを受けて、「一橋デジタルアーカイブス」（Hitotsubashi Digital Archives。以下、HDA と言う）のサービス提供を開始した。HDA は学内に存在する多様なコンテンツをインターネット上で一元的に検索、閲覧できる環境の提供を目標として、そのために紀要論文のメタデータや本文の登録、本学教員の肖像画や手稿類といった学園史関係資料、貴重資料などの電子的公開を行ってきた。現在は HDA を引き継いだ本学機関リポジトリにそのメタデータ、コンテンツの全てを移行して運用している¹⁰⁾。

平成 21 年度から、本学図書館が所蔵し、主に江戸時代後期から明治・大正時代に刊行された日本経済史・経営史関係の一次資料までを電子的公開の対象に拡大しており、上述の西川文庫はこの中に位置付けられている。文部科学省の特別教育研究経費の採択を受け、この西川文庫に加え、一橋大学の前身である高等商業学校・東京高等商業学校・東京商科大学の学生達による各種調査報告書（通称「修学旅行等報告書」）や、江戸幕府の旗本や御家人に支給される俸禄米の受取・売却を請け負った「札差」と呼ばれる商人に関する資料（通称「札差関係資料」）なども併せて公開することになった。電子化することで原本の保存とともに研究の利便性向上を図ることが、本学図書館のデジタル・アーカイブ事業の一

貫した目的である。

4. 著作権者の調査

ここまでで、文化庁長官の裁定制度と本学図書館におけるデジタル・アーカイブ事業について概要を説明した。ここからは、明治期に刊行された簿記書を蒐集した西川文庫をインターネット上で公開するために取り組んだ著作権処理について報告する。

まず作業を進める上での方針を述べ、次に具体的な方法を説明していくことにする。なお、以下に説明する作業は途中で担当職員の交代があったが、常勤職員1名と非常勤職員1名が担当した。常勤職員は著作権処理の方針策定や対外的な連絡、申請書類の作成などを担当し、個々の調査については主に非常勤職員が担当した。また、各調査の結果については全て Microsoft Excel を使って管理した。

4.1 著作権処理の方針

実は、西川文庫の電子化を決定した当初から裁定を想定していたわけではなかった。西川文庫の内、何を電子化するかという個別資料の精査・選定をしていく過程で、既に国立国会図書館が「近代デジタルライブラリー」で公開している資料の一部に西川文庫と同一の資料が含まれていることが分かった¹¹⁾。そのため、国立国会図書館と本学図書館が重複して資料を電子化する必要性はないと判断し、それらの資料を電子化の対象からはずす作業を行った。その作業のなかで、国立国会図書館が裁定を受けて公開していることが注記されていることに気が付き、本学図書館で電子化対象とする資料においても同様の手段を採る必要性が明らかになったという

のが実情である。

そこで決定した本学の著作権処理の方針は図1の通りである。西川文庫は明治期の簿記書を中心とした資料群であり、既に刊行から長い年月が経っている。著作権の保護期間はいくつかの例外はあるものの、作者の生存期間及び作者の死後50年を原則としていることから、まずは一通り各著作家の没年調査を行い、各著作物が著作権の保護期間内か否かの確認をすることにした¹²⁾。

続いて、保護期間内、または保護期間内か否かが不明であれば、著作権者とその連絡先の調査へと進んだ。そしてこれら調査を行った結果、著作権者や連絡先が不明であったり、著作権者から許諾依頼に関する返答を得られなかったりしたものについては、裁定を受けることにした。保護期間を経過していることが判明した著作物については、特段著作権者に連絡や許諾を得るようなことはせず、そのまま電子化して公開することにした。

4.2 著作権処理の方法

次に、調査の方法について説明する。全体の進め方として、上述の「裁定の手引き」を参考に段階を追って調査した。ただし、ここで列举する方法は今回著作権処理の対象となった明治期に刊行された簿記書の著作権者を調査する上で必要と思われるものであることに注意を要する。対象となる資料が違えば適切な調査方法も異なってくるため、こうした事情を考慮して、繰り返しとなるが、裁定を受けるために上述の文化庁長官官房著作権課担当者に事前に相談に行く必要があることに注意されたい。

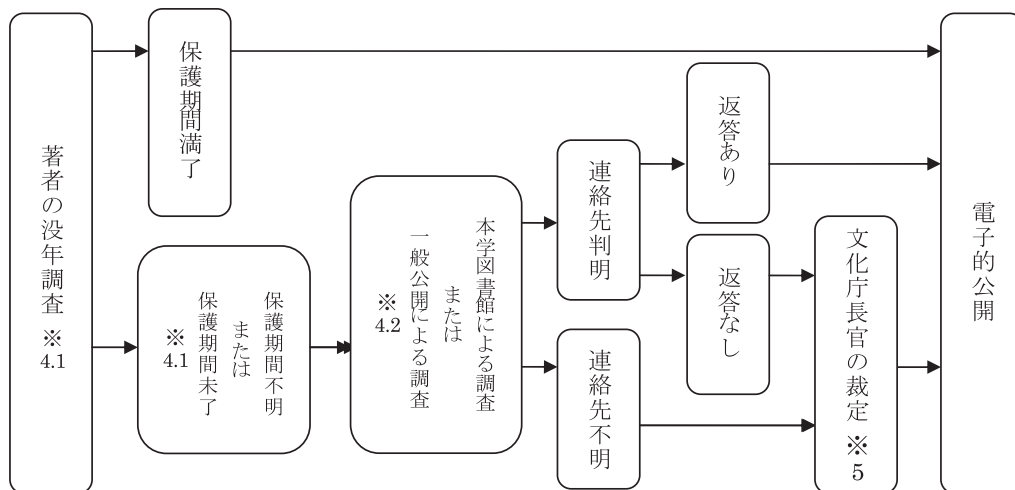


図1 本学図書館が採った著作権処理の進め方。数字は本稿で扱っている章、節の番号を表す

4.2.1 名簿・名鑑類による調査

名簿・名鑑類として以下に列挙したツールを用いて著作権者の連絡先調査を行った。『著作権台帳』については、大学図書館職員であれば手に取った経験があるかも知れない。筆者らは今回と類似した作業として、過去に学内刊行物（紀要）に掲載された論文を機関ポジトリで公開するために著作権者の許諾を得るべく、『著作権台帳』を使って連絡先調査を行った経験がある。上述の「裁定の手引き」では、「相当な努力」として「原則として著作物等が発行・公表等された当時のものを2種類以上閲覧」することが求められている。

- a. 『明治過去帳：物故人名辞典』／大植四郎編。－新訂版。－東京：東京美術，1971.11.
- b. 『大正過去帳：物故人名辞典』／稲村徹元，井門寛，丸山信共編。－東京：東京美術，1973.5.
- c. 『昭和物故人名録：昭和元年－54年』／日外アソシエーツ株式会社編集。－東京：日外アソシエーツ，1983.7.
- d. 『現代物故者事典』／日外アソシエーツ株式会社編集；1980-1982－2006-2008。－東京：日外アソシエーツ。－東京：紀伊國屋書店（発売），1983.
- e. 『著作権台帳：文化人名録』／日本著作権協議会編集・監修－第25版。－東京：著作権協議会編集局，1999.10.

4.2.2 ネット検索サービスによる調査

次に、インターネットの情報源から著作権者を調査するため、以下のツールを使って調査を行った。

- a. 文化庁「著作権に関する登録制度」
http://www.bunka.go.jp/eGenbo2/script/ipu_kensakuframe.asp
- b. 国立国会図書館「近代デジタルライブラリー」
<http://kindai.ndl.go.jp/index.html>
- c. 本学オンラインカタログ及び NACSIS-CAT 著者名典拠
<http://opac.lib.hit-u.ac.jp/>
- d. Google
<http://www.google.co.jp/>

本学図書館が電子的公開を予定しているものと類似、または同一の資料群がどのような著作権処理を行って利用されたかを調査するために、国立国会図

書館の「近代デジタルライブラリー」を利用した。このデータベースを調査したところ、既に保護期間が満了しており、利用できる著作物が多数含まれていること、国立国会図書館が裁定を受けて利用していることなどが分かり、今回の調査の中で最も有益な情報を得ることができた。

西川文庫は全て書誌情報が本学の OPAC に登録されている。書誌情報の内、著者名の標目に記された没年を確認した。標目に記載がない場合には NACSIS-CAT の著者名典拠を検索し、DATE フィールドに没年が記録されていないかどうかを確認した。

Google を使ったウェブサイトの調査では、著作権者の連絡先に直結する著作権継承者の氏名や著作者が深く関係していた同窓会の存在などと共に、保護期間が満了している著作物が数件あることが明らかになった。

4.2.3 一般に対する情報提供依頼

以下の調査方法は、本学図書館外部に調査の協力を依頼したものである。裁定を受けるためには、我々自身で行う調査の他、以下のような公開調査も行う必要がある。

- a. 本学図書館ウェブサイトにて著者名と著作物のリストをアップロード
<http://www.lib.hit-u.ac.jp/about/da/cprholder.html>
- b. 社団法人 著作権情報センターの著作権者捜しに広告を掲載
http://www.cric.or.jp/c_search/c_search2.html

本学図書館のウェブサイトには、当時その他に電子化を計画していた資料と合わせて平成 21 年 12 月 7 日から 1ヶ月間、著者名と著作物の書誌事項をまとめたリストを掲載した。

「裁定の手引き」によると、著作権情報センターのホームページか、あるいは日刊新聞紙に著作権者の公開調査の掲載をすることが求められている。著作権情報センターに依頼する場合、掲載期間は 10 週間が単位となり、基本料金は 21,000 円である。加算料金として該当センターのホームページに詳細広告を掲載する場合は 10,500 円、また広告依頼者の指定するウェブサイトへリンクする場合は 2,100 円を支払う（なお、平成 23 年 1 月 1 日に料金の変更があり、現在はそれぞれ 10,500 円、5,250 円、3,360 円となっている）¹³⁾。本学図書館は広告のみを

掲載してもらい、本学図書館ウェブサイトへのリンクという形で平成22年2月9日から4月19日までの10週間、情報の提供を求めた。

4.2.4 当該著作物に関する識見を有する団体への照会

「裁定の手引き」によると、「当該著作物等の著作者等が加盟する団体や当該著作物等の分野に係る研究者等を構成員とする学会などがある場合は、それらの団体に対して照会」することが求められている。西川文庫は簿記に関する図書の資料群である。その分野の学会としては国内に日本簿記学会があるため、学会名簿などで著作権者を把握している可能性もあり照会をしたが手掛かりを得ることはできなかった。

4.2.5 著作権等管理事業者等への照会

わが国には著作物の多様な利用方法に関して、利用する側と利用される側の許諾交渉を円滑に進めるため、著作権に関する集中管理制度が設定されている。この制度の下、著作権者の権利処理を代行する著作権等管理事業者がおり、特に言語の著作物に関する著作権を集中的に管理している以下の団体に問合せを行った。

- a. 公益社団法人 日本文藝家協会
- b. 一般社団法人 出版者著作権管理機構

日本文藝家協会に対して『文藝年鑑』の会員名簿に掲載された著者を対象に照合を依頼した。また、委託作家リストがウェブサイトからダウンロードできるようになっている¹⁴⁾。平成22年11月30日現在のリストと照合を行ったが、著作者の連絡先に関係する情報は得られなかった。

同様に出版者著作権管理機構に調査を依頼したところ、著者情報については把握していないとの回答があった。また、「JCOPY 管理著作物リスト」(「各出版者(社)が複写(複写機器、写真機器等による複写、ならびに電磁的記録媒体を用いた複写)にかかる権利を一般社団法人出版者著作権管理機構(JCOPY)に委託している」出版物管理著作物リスト)をダウンロードできるようになっており、平成22年12月適用データと照合を行ったが著作者の連絡先に関する情報は得られなかった¹⁵⁾。

4.2.6 利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会

「利用しようとする著作物等と同じものを過去に

販売等したことがある者」や「利用しようとする著作物等ではないが、当該著作者等が創作等した別のものを過去に販売等したことがある者」が著作権者の連絡先を把握している可能性がある。例えば、我々が連絡先を調査している著者や著作権者が別の著作物を創作し出版していれば、その出版に携わった者が所在を把握しているかもしれない。ここで求められているのは、こうした既に彼等の著作物を利用した者へ問合せを行うことである。

- a. 国立国会図書館
- b. 出版者(社)

国立国会図書館「近代デジタルライブラリー」については、本学図書館で電子的公開を予定している資料群の一部が既に裁定を受けた著作物であったことを述べた。既にその著作物を利用しているということは、国立国会図書館が何らかの形(たとえ調査の結果が連絡先不明という結果であっても)で著作権に関する調査を行っているということである。こうしたことから国立国会図書館電子図書館課に問合せを行った。その結果、本学図書館の調査では不明であった著者数名の没年が分かり、改めて許諾を得る必要がないものが数点あることが分かった。

また、各著作物に記された書誌事項より出版者(社)を特定し、現在も出版活動を継続している出版者(社)数社に問合せを行ったが、そこから著作権者の連絡先を得ることはできなかった。

4.3 著作権処理の結果

以上、裁定を受けるべく「裁定の手引き」を参考に進めた著作権者の連絡先調査を説明してきた。この章の最後に、これら調査の結果をまとめておこう。

当初我々が電子的公開を予定していた図書は248冊、著者は296名である。国立国会図書館が既に公開している資料をはずし、そして上述の著作権者に関する調査を行った結果、最終的に116冊、著者の数では93名の連絡先が不明ということとなった。ここに至るまで実に多くの方々にご協力をいただいたことは言うまでもないことである。

さて、ここで一連の作業を振り返り、反省点を挙げておこう。裁定を受けるためには、各種調査を行ったプロセスも参考資料として提出しなければならない。つまり、著作権管理団体や出版者(社)からの返答を資料として提出するということである。我々は主にその簡便さからメールによる問合せを採用したが、紙面によるやりとりをすべきであったと感じている。より具体的に言えば、メールのやりと

りは問合せ内容以外の事柄までも容易に触れてしまう可能性があったり（例えばご本人のエピソードや返答者との私的な関係など）、返信者によって回答の内容もばらつきが出てしまうこともあるため、こちらで返信用の定型文書を作成して統一した返答記録を残すべきだった。

また、調査期間を定めずに何か手掛かりを掴み次第その都度メールで問合せを行っていたため、裁定に向けて申請をするための資料をなかなか確定することができなかった。問合せを行うのであれば一斉に、そして返答期限を明記して作業を進めればある時点からすぐに取りまとめをすることが可能だったと思われる。今回は提出直後まで問合せ先からの返答があり、何度か提出用資料の作り直しをしなければならなくなってしまった。

5. 申請書の作成及び提出

前章で説明した著作権者の調査の結果をまとめた後は、裁定を受ける書類を作成することになる。申請書は定型化されており、ここでは、その「著作物等利用裁定申請書」（以下、申請書と言う）について説明する。

まず、申請書を構成している項目を挙げる。その中でも特に重要な項目（著作物の利用方法及び許諾を得られずに利用するに当たって法務局へ支払うべき補償金の算出方法）については詳細な説明を加えていく。

項目は7つあり、1. 著作物の題号、2. 著作者名、3. 著作物の種類及び内容又は体様、4. 著作物の利用方法、5. 補償金の額の算定の基礎となるべき事項、6. 著作権者と連絡することができない理由、7. 著作権法第67条の2第1項に基づく申請の有無となっている。

1. 著作物の題号、2. 著作者名については、116冊のタイトル、93人の氏名（ただし、不明の場合は「不明」と記入）を一覧できるようにリストを作って提出した。3. 著作物の種類及び内容又は体様については、全て言語の著作物であり、それが分かるように数冊の表紙と奥付を複写したものを合わせて提出した。

4. 著作物の利用方法は、「一橋大学が所蔵する西川文庫について、機関リポジトリ（HERMES-IR）のコンテンツとして平成23年3月1日から平成28年2月29日までの5年間、図書を見開きで1コマ1画像として複製したものをサーバにアップロードし公衆送信すること」と記述した。なお、我々が許諾を得たのはあくまで西川文庫の電子画像を作成し公衆送信することのみで、閲覧者が自らの意思に基

づき送信された著作物をダウンロード、印刷等の方法により利用することは許諾内容に含まれていないことに注意を要する。このことを利用者に周知するため、メタデータに「本データは利用者の端末において一時的に複製することはできますが、印刷等の方法による利用することはできません。」と表示している。

また、本学図書館は期限を設定せずに公開する予定であったが、社会情勢の変化によって補償金の算定方法が今後大きく変わる場合もありうることから、文化庁より5年間という利用期限が設定された。期限後に継続して利用するならば、別途申請が必要である。

次に、5. 著作権者の許諾を得ずに著作物を利用するに際して、補償金の額を算定するための根拠を説明する。結論を先に述べてしまうと、116冊の図書を利用するために62,723円の補償金を納めることとなった。まず、その計算式を述べ、次に各項目についてその根拠となった数字を挙げていこう。

今回のように図書の電子画像を作成しインターネット上で無料公開するための補償金は、裁定に係る図書をオンラインで提供する場合の想定価格×著作権使用料率×年間平均利用件数×裁定に係る利用年数で算出された金額が妥当ということになった。

詳細な補償金の計算式は次のとおりである。

補償金＝裁定に係る図書をオンラインで提供する場合の想定価格（A）×著作権使用料率（D）×年間平均利用件数（E）×裁定に係る利用年数（F）

A：オンラインで提供する場合の想定価格

Aの値＝直近5年間に紙媒体で発行された同種の図書の平均価格（B）×同種の図書を電子媒体で販売する際の紙媒体に対する平均値引き率（C）

D：著作権使用料率

E：年間平均利用件

F：裁定に係る利用年数

以下、AからFのそれぞれの算出方法を述べる。

裁定に係る図書をオンラインで提供する場合の想定価格Aについては、まず、B. 直近5年間（平成17年から平成21年）に紙媒体で発行された同種の図書（国立国会図書館に納本され、簿記関係に分類された図書223件）を抽出し、その平均価格を調査した。

次に、C. 同種の図書（社会科学関係）を電子媒

体で販売する際の紙媒体に対する平均値引き率を、電子書籍頒布会社のウェブサイト（和書を多く取り扱っており、社会科学系電子書籍のカテゴリーを留意している2社を選択。149件が紙媒体に加え電子出版されていた）で調査した。その結果、電子媒体は紙媒体の約66%の価格で販売されていた（少数点以下の端数については、著作権者の経済的利益を保護するために切り上げた）。最後にBとCを乗じ、簿記に関する図書をオンラインで提供することを想定した価格を算出した。

本来であれば、現代において、明治期に刊行された簿記関係の図書が電子書籍として販売された場合の価格を直接利用することができれば良いのであろう。しかし、そのような価格を得ることができなかったため、時代は異なるが直近の簿記関係図書（紙に印刷されたもの）が平均していくらで販売されているのか、そしてそれが電子書籍で販売されるとどの程度価格が変動するのかを調査し、1冊あたりの販売価格に代用することにした。

明治期に刊行された図書を電子化しインターネットで公開する場合の著作権使用料率についても、慣例は見当たらない。しかし対象資料は国立国会図書館が既に裁定を受け、近代デジタルライブラリーで公開している図書と重複するものが含まれている。またその利用方法は、非営利で公開し研究の利便性を高めるという点で類似するものである。そこで国立国会図書館の裁定実績に基づく印税率3%を基準とした。そして、一般の書籍の平均的な印税率が10%であるのに対し電子書籍のそれは15%程度となっていることから（日本書籍出版協会に事前問合せを行った）、その比率（1:1.5）を加味し4.5%を著作権利用料率とした。この値をDとする。

裁定に係る図書を公開する本学ウェブサイトにおいて既に公表済の著作物（著作権処理が済んでいる簿記関係図書）1コンテンツあたりの年間平均利用件数を、平成22年4月から11月の8ヶ月間のダウンロード件数を参考に算出した。この値をEとする。最後に利用年数は、平成23年3月から平成28年2月の5年間であるため、この値をFとする。

以上のA, D, E, Fの値を用い、116件分を加算した結果、補償金の額は62,723円となった。

ここで留意すべき事柄に触れておく。もしある著作物が共同著作物である場合は、各人に支払うべき補償金を算出しなければならない。例えば著者として2人の氏名が列挙されている場合、その2人が対等に本文を執筆したのであれば、2人の補償金は同額とする。もし前書きしか書いていない著者がいれば、本文の執筆を担当した著者にそれ相当の補償金

が支払われるよう調整を行った。目録を見ただけでは分からない、その著作物における役割分担に則った補償金を算出するということである。

それぞれの項目を埋めた申請書に著作権処理を行った結果や著作権者と連絡が取れなかったことを疎明する資料を加え、平成23年1月7日に文化庁へ持参した。なお、原則として申請を一件するため手数料（13,000円）の納入が必要となるが、国や政令で定められた独立行政法人が申請する場合には手数料の納付をせずとも良い。

提出後、文化審議会での審議を経て、平成23年1月26日に「著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額の決定について（通知）」が本学宛に郵送され、本学図書館は裁定を受けることとなった。

6. 補償金の供託

裁定の結果、インターネット上で西川文庫の画像を電子的に公開することが文化庁長官によって認可されたが、利用を開始する前に補償金の供託を済ませなければならない。

裁定に関しては文化庁が窓口となっているが、補償金の供託は法務局の管轄となっている。従って裁定の通知を受け取った後の手続きについては法務局の都内支局に相談した。東京都内には複数支局があるが、その全てで供託事務を扱っているわけではないので、事前に確認が必要である。

裁定後に行う手続きの流れは、まず本学図書館で供託書に記入し最寄りの府中支局へ提出する。書類を確認して問題がなければ供託受理決定通知書と振込依頼書が届く。それを本学財務担当者に提出し、支払いを済ませることで全ての手続きが完了となることが分かった。

今回の裁定では補償金の総額が62,723円となったが、実際に著作権者が現れた場合には、個別の使用料として支払うことになる。そのため、対象となった西川文庫の著者について1人ずつ供託書1枚を使って書名や金額を記入した。供託書に記入するその他の項目としては、申請者（学長名）、「供託の原因たる事実」（裁定の結果補償金を供託することになった経緯）などである。

この手続きを、裁定を受けた1月26日から約1ヶ月間かけて進めたが、裁定の申請をした直後に、新たに2名の著作物について著作権の保護期間を満了しているということが判明した。既に申請書類では裁定を受ける対象者として含まれていたが、このような場合は、申請は受理されるが法務局で補償金を供託せずに利用すれば良いとのことである。結果

として申請額から2名分を引いた金額(61,637円)を法務局府中支局の指定口座へ納めることになった。

これらの手続きを終えた後、3月1日より西川文庫の電子画像を本学ウェブサイトより公開している。

7. おわりに

本稿は、著作物が著作権の保護期間内であるかどうかが不明、調査をしても著作権者の連絡先が不明、著作権者から許諾依頼に関する返答を得られないといった理由からその利用が困難な本学図書館所蔵資料を、文化庁長官の裁定を受け補償金を供託することで電子化し公開するまでの経過を報告したものである。大学図書館において、文化庁長官の裁定の手続きをとって所蔵資料の電子的公開を試みた最初の事例といえる。

一方で、資料の電子化と著作権をめぐる状況は変化を続けている。技術的な進歩で、紙に印刷された図書館の所蔵資料を電子化してインターネット上で公開すること自体は困難なことでなくなった。近年では、Googleにおける大規模なデジタル化事業とGoogleブックス訴訟に見られるように、著作権者への許諾手続きは後回し、ないしは著作権者が異を唱えなければそのまま著作物の利用を優先するオプト・アウト方式の著作権処理を採ろうとする事例も出てきた。このような著作物の二次的利用をめぐる環境の変化は、著作物を利用される側と利用する側の利害調整のあり方に影響を及ぼすと思われる。

今回、本学図書館が行った取り組みは著作権者の権利を考慮して、現行の著作権法第67条から第70条に忠実に著作権処理を試みた事例である。今後、各大学図書館はこうした著作権処理に関する変化にも注意を向けながら、それぞれが所蔵資料の電子化や公開といった利用について事業戦略を立てていくことになるだろう。本稿がそうした際の著作権処理に関する参考になれば幸いである。

注

- 1) 著作権法 第63条 第1項

- 2) 栗山正光. 電子図書館と著作権処理. 情報の科学と技術. 1998-08-01, vol.48, no. 8, p. 435-439.
- 3) 日向良和. 「都留文科大学研究紀要」の電子化とインターネットでの公開－図書館サービスのひとつの事例. 大学図書館研究. 2000-03-31, vol.58, p. 29-37.
- 4) 奥田正義 [ほか]. 奈良先端科学技術大学院大学電子図書館の現状と課題. 大学図書館研究. 2002-08, vol.65, p. 23-34.
- 5) 文化庁長官官房 著作権課 管理係. “著作権者不明等の場合の裁定制度”. <http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-l/index.html>, (参照 2011-08-01).
- 6) 文化庁長官官房著作権課. “裁定の手引き：権利者が不明な著作物等の利用について”. <http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-l/pdf/tebiki.pdf>, (参照 2011-08-01).
- 7) 文化庁長官官房著作権課. “過去の裁定実績”. http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-l/results_past.html, (参照 2011-08-01).
- 8) 文化庁長官官房 著作権課 管理係. “著作権者不明等の場合の裁定制度”. <http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-l/index.html>, (参照 2011-08-01).
- 9) 一橋大学附属図書館. “Nisikawa Collection Catalog”. <http://www.lib.hit-u.ac.jp/service/bunko/nisikawa.htm>, (参照 2011-08-01).
- 10) 一橋大学附属図書館. “Special Collections”. HERMES-IR. <http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/da/>, (参照 2011-08-01).
- 11) 国立国会図書館. “近代デジタルライブラリー”. <http://kindai.ndl.go.jp/>, (参照 2011-08-01).
- 12) 著作権法 第51条
- 13) 社団法人 著作権情報センター. “権利者を捜しています”. http://www.cric.or.jp/c_search/c_search.html, (参照 2011-08-01).
- 14) 公益社団法人 日本文藝家協会. “著作物使用の申し込み”. <http://www.bungeika.or.jp/procedur.htm>, (参照 2011-08-01).
- 15) 一般社団法人 出版者著作権管理機構. “管理著作物”. <http://www.jcopy.or.jp/workslst/search/>, (参照 2011-08-01).

< 2011.9.1 受理 すがわら こう 一橋大学学術・図書部 学術システム課 図書館システム主担当, たかはし ななこ 国立情報学研究所学術基盤推進部 学術コンテンツ課 図書館連携チーム係長 >

Koh SUGAWARA, Nanako TAKAHASHI

How we published digitized books on the internet? : A practical report about application of Article 67-70 of Copyright Law

Abstract : Hitotsubashi University Library has undertaken a project to digitize books in its collection and make them available on the Internet. It is necessary to receive permission from each copyright holder in order to reproduce and transmit publicly materials that are still under copyright protection, and this can be difficult when contact information for the copyright holders is not clear or the copyright holder does not respond to requests. In this situation, our library has decided to utilize the Commissioner for Cultural Affairs ruling system and pay the compensation fees necessary to be able to make the materials available to the public. This paper reports on the process we utilized to clear copyright, beginning with preparing our requests through to making the documents public.

Keywords : digitized materials / digital archives / copyright clearance / Ruling by the Commissioner for Cultural Affairs / Copyright Law